

会社法案第 821 条に関する共同提言

本書面は、在日米国商工会議所（ACCCJ）、在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所（ANZCCJ）並びに欧州ビジネス協会（EBC）の共同提言である。

背景

会社法案第 821 条は、日本において事業を行い、または事業を行うことを希望している外国会社に甚大な悪影響を与えるものである。影響を受ける省庁及び産業界と十分に協議したうえで同条が準備されていれば、この問題は回避できたはずである。第 821 条の内容は、2003 年 10 月にパブリックコメントのために発表されたものとは全く異なる。ほとんどの企業は、修正された第 821 条の内容を、同条が衆議院を通過した後、参議院に提出される直前になって初めて認識した。第 821 条によって引き起こされる諸問題は、なかならず以下の通りである。

1．会社法に第 821 条を導入することの経済的影響は甚大である。

第 821 条は、金融サービスを提供する外国企業（特に証券会社及び資産管理会社）だけでなく、医薬品、消費者向け商品、商社、プロジェクト管理、法律などの産業分野における企業、また日本に資産を有する会社にも影響を及ぼす。本問題についての報告を受けた後、数日の内に、我々の団体の会員のうち、100 社以上の企業が、新法の結果、日本法人として再設立し、**相当の金銭的損失と事業上の障害**を被らなければならないであろうと我々に連絡してきた。影響を受ける企業の実数は、これまでに連絡してきたものの数よりも明らかに相当大きい。

2．第 821 条は、日本において長い間にわたり良きコーポレート・シチズン（企業市民）である会社に経済的悪影響を与える。

繰り延べされてきた日本支店の現存の税務上の損失が失われ、利用不可能となる。本店からの資金投入に係わる外国為替益の認識・発生及び営業権の認識・発生により、相当の潜在的な税務リスクがある。不動産及びその他の資産の譲渡に関して、消費税などの取引税が必要となろう。影響を受ける米国及びヨーロッパの企業数社の潜在的な税務リスクは、数億ドルに達する。評価損が現実化し、資金調達を要するであろう。全ての従業員との契約や年金制度は更新、変更されなければならない。退職して退職金の受領を希望する従業員はそうにすることが可能となるであろう。諸契約は再交渉して、再び締結されなければならないだろう。企業はまた、商品の包装を変更し、新規の許認可を取得し、IT システムを変更し、新組織に従業員を移転しなければならないであろう。これらの変更は、異常に費用がかかり、事業の継続的運営に対する障害となるであろう。

影響を受ける企業の税務上の結果を計算に入れなかったとしても、事務経費及び登記にかかる登録免許税を含めて、小規模または中規模の事業でさえ株式会社に移行させる費用は、500～1,000 万ドルになると外国企業数社によって見積もられている。包装の変更だけでも、影響を受ける可能性のある一企業では 500 万ドル

に達しうる。したがって、もし 100 社だけが日本法人を設立しなければならないとした場合、第 821 条を導入する経済的費用は最低でもおそらく数十億米ドルになるであろう。

3 . 第 821 条は、日本における外国からの直接投資を抑止する。

第 821 条の制定は日本市場で責任を持って事業を行ってきた多くの外国会社に不当な負担を課すことになり、それによって 2008 年までに対内直接投資を 2 倍にするという内閣総理大臣の目標、及び日本が「高度に先進的な金融サービス立国」となることを支援するという金融庁の目的を相当に衰弱する。

支店設置の簡易さ及び税務上の損失を海外の本店で計上する柔軟性（ほとんどの新事業は、営業の最初の数年間において損失を発生する。）を前提として、外国会社の支店は新規に参入する投資家にとってひとつ、典型的に好まれる法的組織である。海外の本店で税務上の損失を計上することは、日本支店の日本における税務負担を軽くする結果とはならないということは重要な点である。日本における外国会社の支店は、他の日本で設立された法人である株式会社や有限会社と同一の税率で課税される。

4 . 日本の法的及び行政的なインフラは、日本法人としての再設立の潜在的な急激な増大に対応する準備が全くできていない。

この法制定により影響を受けるほとんどの会社は、許認可を受け規制を受けている企業である。地方の行政当局が日本法人の再設立手続きを取り扱う必要があることに加えて、様々な政府省庁が影響を受ける企業に対して許認可を再び与える必要があるだろう。新しい株式会社への営業譲渡を通じて再設立を希望する企業の場合には、裁判所の選任する検査役はその資産を評価する必要があるだろう。潜在的に影響を受ける多くの企業のためにその業務を果たす資格のある検査役が日本には十分に存在しない。

5 . 第 821 条は、GATS の具体的な約束に対する日本の遵守に関して、深刻な懸念を生じさせる。

GATS 第 16 条第 2 項(e)は、外国会社が一定の国で事業を行う事業体の形態を制限することを禁止している。賢明な制限のための金融サービス分野における例外はあるが、それは本件における問題ではない。第 821 条のように、日本進出の支店形態の使用を制限することは、GATS のもとで同条の有効性について深刻な疑問を生じさせる。

要 約

法務省は、第 821 条は日本の商法及び判例における現存の不明瞭な点を明確にすることを意図していたと主張する。しなしながら、第 821 条は数十年にわたる現存の実務を無視し、その実務を拡大するものである。第 821 条は、50 年以上にわたり日本で事業を行ってきた外国会社の法的及び事業的な形態に疑問を投げかけるものである。それは、日本政府、日本国民または企業自身にとって全く付

加的な利益を生むものではなく、多数の産業における企業、その従業員、顧客及び監督当局に深刻な混乱を引き起こすものである。